

所得税及び個人住民税の税制改正と 障害者控除対象者認定制度について

平成21年分所得税及び平成22年度分個人住民税（市・県民税）から適用される主な税制改正と障害者控除対象者認定制度についてお知らせします。

今回の改正内容として、住宅ローン減税が大幅に拡充・延長されるとともに、自己資金での住宅投資についても新たな税額控除が創設されました。また、土地の流動化、有効活用に資するよう、平成21年及び平成22年に取得した土地の譲渡にかかる特別控除などが創設されました。

①住宅ローン減税の拡充・延長

住宅ローン減税については、適用期限が5年間延長されるとともに、一般住宅にかかる最大控除額が500万円に引き上げられ、特に長期優良住宅については過去最高水準を上回る600万円まで引き上げられました。

住宅ローン減税の新制度

	一般住宅	長期優良住宅
控除対象借入限度額	5,000万円	5,000万円
控除期間	10年間	10年間
控除率	1.0%	1.2%
最大控除額	500万円	600万円

住宅ローン減税制度は、住宅借入金などを利用して住宅の取得をした場合、一定の要件のもとで、住宅借入金などの年末残高に控除率を乗じた金額を各年分の所得税額から控除できる制度です。



※標準的な性能強化費用相当額とは、住宅の構造の種類(木造、鉄骨造など)ごとに、耐久性、耐震性、省エネ性能などの長期優良住宅の認定基準に適合するために必要となる1㎡当たりの単価を定め、当該認定長期優良住宅の床面積を乗じて計算した金額のことです。



②長期優良住宅を新築・取得した場合の所得税額の特別控除

長期優良住宅の新築・取得を行い、居住の用に供した場合、標準的な性能強化費用相当額（上限は1,000万円）の10%が、その年分の所得税額から控除されます。その年分の所得税額から控除しきれない金額がある場合には、翌年分に繰り越して控除します。

適用期限 平成23年12月31日まで

③住宅リフォームをした場合の所得税額の特別控除

自己資金により一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事または、耐震改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用の額と実際の工事費用の額のいずれか少ない金額（上限は200万円、太陽光発電装置を設置する場合は300万円）の10%相当額をその年分の所得税額から控除します。

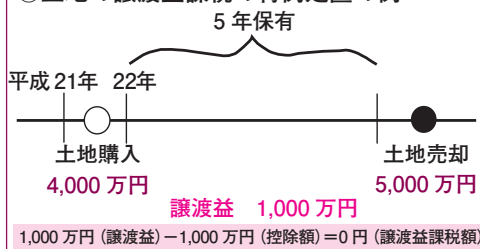
適用期限 平成22年12月31日まで

④平成21年及び22年に所得した土地に係る譲渡益課税の特例措置

個人または法人が、平成21、22年中に取得した土地などを譲渡した場合（所有期間5年超のものに限り）には、その譲渡益から1,000万円を控除します（次の例を参照してください）。

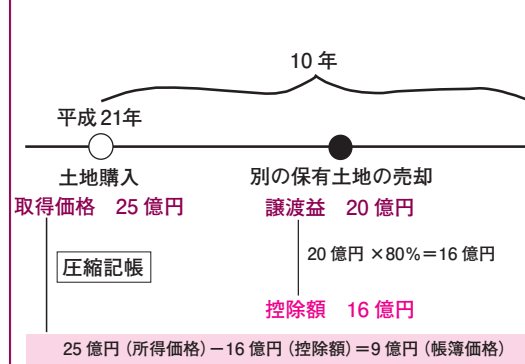
適用期限 平成22年12月31日まで

○土地の譲渡益課税の特例処置の例



この例では、譲渡益1,000万円を控除額1,000万円で相殺できます。

○土地の先行取得をした場合の特例処置の例



この例では、平成21年に土地を取得しているため、譲渡益20億円の8割である16億円を取得価格25億円から差し引いた9億円に圧縮記帳されます。



⑤平成21年及び22年に土地の先行取得をした場合の課税特例

平成21、22年中に土地などを取得し、本特例の適用を受ける旨の届出書を提出している個人事業者または法人については、その土地の取得価格を限度として、その後10年間に他の土地を売却して譲渡益が発生しても、その8割（平成22年取得分については6割）が減額されます。

減額相当額は、先に取得した土地の価格を圧縮記帳することにより課税を繰り延べることができます。

⑥土地売買などに係る登録免許税の軽減税率の据え置きなど

土地の売買による所有権の移転登記及び土地の所有権の信託の登記の登録免許税の軽減税率が2年間据え置かれました。

住宅用家屋の売買などに係る登録免許税の軽減措置の適用期限が2年間延長されました。

⑦障害者控除対象者認定制度

介護保険で要介護の認定を受けた65歳以上の高齢者の方を対象に、所得税や個人住民税で障害者控除の対象者として認定される場合があります。

なお、障害者控除対象者認定書の申請は毎年必要です。

対象者 要介護認定1～5を受けている方で、当該年12月31日現在において、65歳以上の方

認定基準日 障害者控除の適用を受ける年の12月31日における設定状況（下表を参照してください）

申請方法 障害者控除対象者認定申請書を送付し、認定書の交付を受けます。申請には、対象の方の介護保険認定者証と申請者の方の印鑑が必要です（申請書は福祉課にあります）。

※身体障害者手帳などをお持ちの方は、申請の必要はありません。

区分	認定区分	認定基準
特別障害者に準ずる方	(1) 重度障害者(1級、2級)に準ずる方	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB以上の方
	(2) 知的障害者(重度)に準ずる方	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅢ以上の方
	(3) 寝たきり高齢者	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がB2以上の方で介助を要する状態が6カ月以上継続している方
普通障害者に準ずる方	(1) 身体障害者(3級～6級)に準ずる方	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている障害自立度がA以上の方。ただし、特別障害者に準ずる方を除きます。
	(2) 知的障害者(中度、軽度)に準ずる方	要介護などに認定されており、かつ、主治医意見書などに記載されている認知自立度がⅡ以上の方。ただし、特別障害者に準ずる方を除きます。

問合先	個人住民税に関すること	税務課 市民税担当
	所得税に関すること	大月税務署個人課税部門 ☎(22) 3153
	障害者控除対象者認定申請書に関すること	福祉課 地域福祉担当 ☎(46) 5112

年末調整、確定申告に伴う 社会保険料控除について

国民年金保険料

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付（納付見込みを含む）した国民年金保険料の額を証明する書類の添付などが必要です。

～毎年11月上旬に送付～

このため、生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（ハガキ）」が社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。証明内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。

～2月上旬に送付される場合～

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

～世帯で連帯して納付～

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、年末調整などの手続きの際に自身の社会保険料の額と合算して申告してください。この場合は、家族分の「社会保険料（国民年金

保険料）控除証明書」も、申告する方の申告書に添付などする必要があります。

問合先 大月社会保険事務所

☎(22) 3811

国民健康保険税などの社会保険料控除

自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき国民健康保険税や長寿医療制度の保険料（以下「保険料など」といいます）などは、所得税や個人住民税の申告の際に、その保険料などを実際に支払った方の所得から社会保険料控除として差し引くことができます。

なお、特別徴収に代えて、口座振替により保険料などを支払う場合には、口座振替によりその保険料などを支払った方の所得から社会保険料控除として差し引くことができます。

問合先 税務課 市民税担当

平成21年分年末調整説明会

大月税務署と市では、年末調整の仕方並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続きを円滑に行っていただくための説明会を次のとおり開催します。

期 日	11月16日(月)午後1時～
会 場	都の杜うぐいすホール小ホール
問合先	大月税務署法人課税第一部門 ☎(22) 3151